

【最新情報コーナー】2010年3月下旬～5月中旬

* 法務省(3月26日 UP)

平成21年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

～人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組～

http://www.moj.go.jp/JINKEN/press_100327-1.html

* 文部科学省

文部科学広報第126号より(3月発行/5月6日 UP))<http://www.koho2.mext.go.jp/126/#page=3>

生徒指導の基本書「生徒指導提要」を作成

文部科学省では、三月、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、「生徒指導提要」を作成した。

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、子どもの人格の形成を図る上で、大きな役割を担っている。

しかし、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書がこれまで存在せず、生徒指導の組織的・体系的な取組が必ずしも十分に進んでいないことが指摘されていた。

そのため、平成二十一年六月に「生徒指導提要の作成に関する協力者会議」を設置し、生徒指導の実践に際し教員間や学校間で共通理解を図り、小学校段階から高等学校段階までの組織的・体系的な生徒指導を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、「生徒指導提要」を作成した。

本書の主な内容は次のとおり。

第一章 生徒指導の意義と原理
問題行動等への対処にとどまらず、発達段階を考慮しながら、学校生活のあらゆる場を活かした計画的な生徒指導を行うとともに、個々の特性に応じた支援の必要性を指摘した。また、学校全体としての取組、家庭や地域、関係機関等との連携の大切さに言及した。

第二章 教育課程と生徒指導
各教科、道徳、特別活動等における生徒指導の推進の在り方について解説した。

第三章 児童生徒の心理と児童生徒理解
生徒指導の基本は児童生徒理解である。本章では、発達段階ごとの人格の発達の特徴について解説した。また、発達障害についてもその理解と支援の在り方を取り上げ、障害としてではなく「特性」として理解し、対応の工夫をすることを求めた。

第四章 学校における生徒指導体制
全校による生徒指導体制づくり、進め方について解説した。

第五章 教育相談
教育相談の進め方について、学級担任・ホームルーム担任、教育相談担当教員、養護教諭、管理職の立場から具体的に解説した。

第六章 生徒指導の進め方
児童生徒全体への指導と、暴力行為、いじめ、不登校など個別の課題ごとの対応の基本的な考え方について説明した。小学校における生徒指導も対象にし、学校段階別の視点等を示しながら、学校種間の連携の重要性も指摘した。

第七章 生徒指導に関する法制度等
校則、懲戒、非行少年の処遇等について、趣旨・手続・適用上の留意点等について解説した。

第八章 学校と家庭・地域・関係機関との連携
家庭・地域・関係機関等の役割や連携の進め方、留意点等について解説した。

本書は、今後、文部科学省HPへの掲載の他、印刷・製本の上、教育委員会や全国の小・中・高等学校及び特別支援学校等に夏頒配布予定であり、各学校において、組織的・体系的な生徒指導の取組が進むことを期待している。

* WAM NET 行政資料(4月9日 UP)

全国児童相談所所長会議資料(平成22年4月9日開催)

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/vAdmPBigcategory60/6FF171C22FE4DD594925770002C1E19?OpenDocument>

* 愛育ネットピックス(4月12日 UP)

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成22年3月24日)

文部科学省と厚生労働省では、児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう、協議の上「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しました。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv40/index.html>

「健やか親子21」第2回中間評価報告書について(平成22年3月31日)

厚生労働省は、「健やか親子21」第2回中間評価報告書を公表しました。

「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001(平成13)年から2014(平成26)年まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画です。2005(平成17)年の第1回中間評価に続いて、2009(平成21)年『「健やか親子21」の評価等に関する検討会』が開催され、2010(平成22)年3月に第2回中間評価報告書としてとりまとめられました。<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0331-13.html>

*朝日新聞

けが？虐待？子どものあざ、どう判断(4月24日UP)

単なるけがか、虐待か。子どもにあざが見つかったら、虐待によるものかどうかを見極めるのは困難だ。虐待の早期発見のサインとされるあざだが、友達らとふざけていて転んだり、ぶつかったりしてもできる。その判断に迷って通報の機会を逸し、最悪の結末につながる事件が少なくない。医療機関、学校現場はどうすべきなのか。

<http://www.asahi.com/edu/news/OSK201004220003.html>

児童福祉司不足、都市部で深刻化 虐待対応遅れの恐れ(5月17日UP)

児童虐待に対応する児童福祉司の不足が主に都市部で深刻化し、1人あたり担当件数で都道府県の最大格差が7倍に上ることが、朝日新聞社の全国調査でわかった。財政難に悩む自治体の予算措置も限界で、迅速な対応に支障をきたす恐れもある。平均勤続年数も1年から8年まで開きがあり、質・量ともに子どもの生命を救う最前線の拡充が進まない実態が浮かんだ。

<http://www.asahi.com/national/update/0516/OSK201005160106.html>

*毎日新聞

江戸川男児虐待死:学校側、児相などに通告せず...中間報告(4月28日UP)

東京都江戸川区で今年1月、区立松本小1年の岡本海渡君(7)が死亡し、両親が傷害致死罪で起訴された事件で、都児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等検証部会が28日、中間報告を発表した。昨年9月に担任が海渡君の顔に外傷によるあざがあることに気づき、副校長らに報告したが、学校側は注意して見ていくことを決めただけで児童相談所などに通告していなかった。

文部科学省は全国の学校に「疑いがある場合には、確証がない時でも児童相談所等の関係機関へ連絡、相談する」と通知している。

<http://mainichi.jp/select/jiken/news/20100429k0000m040114000c.html>

赤ちゃんポスト:設置3年「子にとって虐待」病院側が変化(5月11日UP)

親が育てられない子供を匿名で受け入れる慈恵病院(熊本市)の「赤ちゃんポスト」(こうのりのゆりかご)が10日、設置から3年を迎えた。蓮田太二理事長は記者会見で、ポストに子供を入れる行為について「子にとっては親が手放したことになり、虐待といえる」と述べた。ポストは設置当初、親のポスト利用を「虐待ではない」との認識を示してきたが、その病院側が自ら否定的な考えを示した形で、今後論議を呼びそうだ。

<http://mainichi.jp/life/kirei/news/20100511k0000e040003000c.html>

性同一性障害：「配慮を」文科省、都道府県教委に通知(5月13日)

心と体の性別が一致せずに悩む性同一性障害(GID)の児童・生徒について、文部科学省は都道府県教委などに対し、教育相談を徹底し本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知した。

GIDの児童・生徒は男女別の制服や更衣室、トイレなど、学校生活での悩みが多く、不登校の一因ともされる。今年になり、埼玉県の公立小と鹿児島県の公立中が在校生に学校生活上の性別変更を認めたことが分かったが、国としての対応は初めて。

<http://mainichi.jp/select/science/news/20100513ddm002040057000c.html>

*** 読売新聞**

児童虐待、最多725件...昨年、法務省まとめ(3月26日 UP)

法務省は26日、全国の法務局が2009年中に扱った人権侵犯事件の件数を発表した。総数は2万1218件と前年比0.9%減だったが、親族による児童への暴行・虐待が同15.6%増の725件で過去最多となった。同省は「児童を取り巻く環境が悪くなっている」と見ている。

<http://osaka.yomiuri.co.jp/mama/society/ms20100326kk04.htm>

虐待防止へ連携調整担当...、兵庫県中央子ども家庭センターに(3月31日 UP)

相次ぐ児童虐待を受けて県は、各こども家庭センター間や市町などと連携強化を図ろうと、2010年度、各センターや地元関係機関との窓口となる「調整参事」を兵庫県中央こども家庭センター(明石市)に新たに置く方針を決めた。三田市の保育園児、寺本夏美ちゃん(当時5歳)が死亡した事件では、県川西こども家庭センターと市や保育園がうまく連携しておらず、県はこうしたケースで「調整参事」に強い指導、調整力を発揮させたいとしている。

<http://osaka.yomiuri.co.jp/mama/society/ms20100331kk04.htm>

両親のDV目撃、脳に悪影響(4月23日 UP)

子どもの頃に両親の家庭内暴力(DV)を見て育つと、脳の発達に悪影響を及ぼすことが、熊本大の友田明美准教授(小児発達学)らの研究で分かった。

児童虐待防止法では暴力を目撃することも心的外傷を与えるとして児童虐待に当たるとされており、医学的に裏付けられた形だ。23日から盛岡市で始まる日本小児科学会で発表される。

研究は米ハーバード大と共同で米国人を対象に実施。3~17歳時に自身は虐待を受けず、日常的に父親が母親に殴るけるなどの激しい暴力をふるう姿を目撃した18~25歳の男女15人と、虐待のない家庭で育った33人を選び、MRI(磁気共鳴画像装置)で比較した。

その結果、目撃経験者は目からの情報を処理する右脳の「視覚野」の容積が、目撃したことのない人に比べ平均20.5%も小さいことが分かった。

視覚野の血流量を調べると、目撃経験者の方が8.1%も多く、これは神経活動が過敏になっている特徴だという。

学力や記憶力も調べたところ、目撃経験者の方が低い傾向が出た。

<http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/news/20100423-OYT8T00453.htm>

* 産経新聞

生徒指導マニュアル「提要」30年ぶり改定 ネットいじめや虐待に対応で(4月18日)

児童虐待問題についても「学校関係者は児童虐待を早期に発見する義務を負っている」と指摘。教員単独で問題を抱え込まないように促し、「『疑わしきは(児童相談所などへの)通告』との姿勢で臨むべき」と強調した。

文科省では、これまでも、こうした問題について「ネット上のいじめ対応マニュアル」などを作成・配布するなどし、教育現場でもそれぞれ対応してきた。しかし、今回の改定で、さまざまな問題に全国的な指導基準が示されることになった。教師からは「どうしても場当たりになりがちな新しいネット・トラブルの指導が、落ち着いてできるようになる」と期待の声が上がっている。

学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害に関する項目も新たに追加。障害に気づかずに注意や叱責を繰り返すと不登校や引きこもり、暴力や家出などにつながる恐れがあるだけでなく、鬱(うつ)病(びょう)や統合失調症に発展する可能性がある」と指摘。医療や福祉機関などとの連携も求めている。同省は「時代の変化に即して内容を整理し直した。日頃の指導に生かしてほしい」としている。

<http://sankei.jp.msn.com/life/education/100418/edc1004181943001-n2.htm>

* 共同通信

デートDV、5人に1人受ける 民間団体が高・大生調査(5月15日 UP)

恋人からの暴力「デートDV」を受けたことがある高校生・大学生の女子は22.6%、男子は8.9%に上ることが15日、民間支援団体「アウェア」(東京)の調査で分かった。山口のり子代表は「暴力を愛情とはき違い、暴力への認識があいまいな若者の実態が浮き彫りになった」と指摘している。

2006年以降、全国の高校や大学で開いた団体のデートDV防止プログラムでの受講者計約2500人に質問用紙(複数回答可)を配布し回収。「親密な関係の人がいた」のは女子535人、男子314人。うち、デートDVを「されたことがある」女子は121人、男子は28人。「したことがある」女子は46人、男子は56人だった。

デートDVは(1)携帯電話のメールをチェックしたり、ほかの友人との付き合いを止めたりする行動制限(2)ばかにするなど言葉による暴力(3)物を投げ付けるなど身体的な暴力(4)性的な暴力 に大きく分けられる。

「されたことがある」は男女合わせて、(1)52.6%(2)40.8%(3)35.1%

<http://www.47news.jp/CN/201005/CN2010051501000473.html>